

○読谷村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

平成31年3月27日条例第5号

改正

令和2年3月24日条例第8号

読谷村パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、読谷村パークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）において、本村の観光振興を図るとともに村民の福祉の向上及び健康の維持増進に資するために、施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ユンタンザパークゴルフ場	読谷村字座喜味2901番地1

（管理）

第3条 施設は、村長が管理する。

（指定管理者による施設の管理）

第4条 村長は、施設の設置目的を効果的に達成するために、施設の管理を法人その他の団体であつて、村長が指定するもの（法第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の定めにより、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第7条、第9条、第10条の規定中「村長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

（指定管理者による利用料金の収入）

第5条 村長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその管理する施設の利用に係る料金（以下この条において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の定めを適用する場合においては、利用料金は、指定管理者があらかじめ村長の承認を得て定めるものとする。

3 前条第1項の管理に必要なとする経費は、利用料金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

4 第1項の規定により指定管理者に利用料金をその収入として収受させる場合において、第9条及び第10条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

（指定管理者が行う業務）

第6条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1）パークゴルフ場の施設の運営及び維持管理に関すること。
- （2）利用料金の徴収に関すること。
- （3）パークゴルフ場の施設の利用状況及び収支の記録並びにその報告に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務のうち、村長のみの権限に属する事務を除く業務に関すること。

（利用時間等）

第7条 パークゴルフ場の利用時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、10月1日から翌年2月末日までは午前8時30分から午後6時までとする。

（休場日）

第8条 パークゴルフ場の休場日は、次のとおりとする。

- （1）毎週火曜日
 - （2）12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 村長は、パークゴルフ場の運営上必要と認めるときは、臨時に休場日を定め、又は休場日に開場することができる。

（使用料）

第9条 パークゴルフ場を利用するもの（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 既に納入した使用料は還付しない。ただし、利用者の責に帰することができない事由が生じた場合は、その限りでない。

（使用料の減額）

第10条 村長は、公益上その他必要があると認めるときは、使用料を減額することができる。

（利用の制限）

第11条 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を拒み、又は退去を命じることができる。

- （1）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）施設、備品等を汚損し、毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- （3）集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- （4）施設の管理上支障があると認められるとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、その利用が不適當と認められるとき。

（利用者の義務）

第12条 利用者は、利用する施設又は備品等については、善良なる注意をもって利用しなければならない。

（営業行為の禁止）

第13条 施設内において、営業の行為を行ってはならない。ただし、村長の許可を得た場合は、その限りでない。

（指定管理者の指定の期間）

第14条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定の日から起算して10年以内とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。

（損害賠償）

第15条 利用者は、自己の責めにより、施設、備品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第8号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

利用区分	使用料					
	村内			村外		
	高校生以下	一般	65歳以上	高校生以下	一般	65歳以上
1ラウンド （18ホール）	200円	400円	300円	300円	700円	400円
2ラウンド以降 （18ホール）	100円	200円	150円	150円	350円	200円
半日券（4時間） （平日のみ）	350円	700円	500円	500円	1,300円	700円
1日券 （平日のみ）	500円	900円	700円	700円	1,700円	900円
回数券 （12枚綴り）	—	4,000円	3,000円	—	7,000円	4,000円
用具貸出 （クラブ・ボール）	100円					
シャワー室 （3分）	100円					